

請求の範囲

- [請求項1] 第1端末(3)と、第2端末(5)と、第3端末(7)とを接続するウェブ会議システム(1)であって、
第1端末(3)の表示部及び第3端末(7)の表示部にウェブ会議画面を表示させるウェブ会議画面表示手段(11)と、
第2端末(5)から共有資料を共有させるための共有指示を受取り、第1端末(3)及び第3端末(7)に前記共有資料を共有させ、第1の端末(3)の表示部に表示された前記ウェブ会議画面及び第3の端末(7)の表示部表示された前記ウェブ会議画面に、前記共有資料を表示させるための資料共有手段(13)とを有する、
ウェブ会議システムであって、
第2端末(5)は、前記ウェブ会議画面が表示されず、第1端末(3)及び第3端末(7)が参加しているウェブ会議に参加していない端末である、ウェブ会議システム。
- [請求項2] 請求項1に記載のウェブ会議システムであって、
前記共有資料は、第2端末(5)において検索されて抽出された資料であり、
第2端末(5)は、資料共有を承認するための承認要求を行い、
前記承認要求が許諾された場合に、第3端末(7)に対し、前記共有資料を共有する、
ウェブ会議システム。
- [請求項3] 請求項2に記載のウェブ会議システムであって、
第1の端末(3)は、前記承認要求を受け取り、
第1の端末(3)が、前記承認要求を許諾した場合に、
第1の端末(3)及び第3の端末(7)が、前記共有資料を共有し、
第1の端末(3)の表示部及び第3の端末(7)の表示部に、前記共有資料を表示する、ウェブ会議システム。